

第一回定例道議会報告

2020年3月25日
北海道議会 民主・道民連合議員会
政審会長 沖田清志

第1回定例道議会は2月27日（木）に開会し、2020年度一般会計予算案、「ウボイ開設を契機とする共生社会の実現に関する決議」などを可決、3月25日（水）に閉会した。代表質問には、笹田浩（渡島地域）議員が立ち、新型コロナウイルス感染症対策、新年度予算編成、キタデミ一賞問題及び用地取得業務における公金不適切事務処理、行財政運営、IR、幌延深地層研究計画、JR北海道路線維持問題、人権政策、給特法改正及びGIGAスクール構想などについて質疑した。なお議会日程は、新型コロナウイルスの広域感染の状況を受け、多人数が集まる議会での集団感染のリスクを可能な限り軽減する措置として、代表質問日を変更し一般質問を取り止め、予算特別委員会は当初の3分科会を2分科会に変更し予算審議を行った。

1 主な審議経過について

冒頭、国の経済対策を受けた1,560億円の2019年度一般会計補正予算の先議を行い、池端英昭（石狩地域）議員が、豪雨被害を踏まえた治水対策、農林水産業の成長産業化と輸出力強化の加速、GIGAスクール構想などについて質した。また最終補正予算については、基金の整理を進めたほか、事業費が見込みを下回ることが確定したことから543億3,680万円の減額となり、一方で国立及び国定公園内の道有施設の防災・減災機能の向上を図るために自然公園等施設整備事業費として3億3,690万円などを追加した。なお札幌建設管理部が北海道土地開発公社に委託した用地取得業務において、物件移転契約の履行期限までに移転が完了せず、国から交付金の返還を命じられた事案については、加算金の4,368万円を含む約3億円の国庫返納金が一般財源で計上された。最終補正予算は予算特別委員会で審議され、中川浩利（岩見沢市）議員が財政運営、自然公園等施設整備事業費、特別支援学校施設整備費、国庫返納金について質した。最終日、2019年度及び2020年度一般会計補正予算案の質疑が行われ、木葉淳（江別市）議員が検査体制及び医療提供体制の整備、相談窓口の一元化、生活福祉資金貸付金の制度拡充、臨時休校に伴う対応、中小企業及び小規模事業者への支援、道産品の消費回復などについて質した。これにより知事が提案した2020年度一般会計予算案は、当初予算2兆8,201億円に補正予算261億円を加え、2兆8,462億円となつた。知事就任後初の本格予算の編成で、政策予算を追加した昨年6月の補正後の総額に比べ1.4%の減となったが、借換債を除く事業費ベースではほぼ同規模となっている。歳入における道税収入は1.1%の微増。その内の地方消費税が8.9%の増となつたことから、地方交付税は0.3%の減となつた。道債は7%減の6,657億円を発行する。一般財源に占める借金の割合を示す実質公債費比率は20年度で20.8%と推計され、47都道府県で最も高くなっている。

代表質問の主な課題は、感染症については、3例目発症の際に知事が札幌市を離れていたことによる危機管理の甘さや緊急事態宣言の根拠、一斉休校要請による学校・家庭・事業所等の混乱等について質したが、いずれにおいても事実関係を述べるだけで、反省の弁ではなく、影響に対する具体的なものは明らかにしていない。道政執行については、10年後までのロードマップが、道民生活にどのように直結するのかが示されておらず総花的で具体性に欠ける内容。キタデミ一賞問題については、前知事からの直接の聴き取りと検証メンバーの再構成を求めたが、直接の聴き取りや検証メンバーの再構成には応じなかつた。用地取得業務における不適切事務処理については、道民への謝罪と自身の処分について求めた。これに対し知事からは謝罪と反省の弁はあったが、自身の処分についての言及はなかつた。IRについては誘致の断念を求めた。新年度予算への関連経費の計上を見送る一方で、専任参事を配置することとしており、具体的な取り組み内容は明らかにしていない。カスタマーハラスマント対策については、常識を逸脱した迷惑行為が社会問題化していることから抑止・是正対策を求めたが、事態の深刻化を認識していない。医師偏在解消及び医師確保については、策定中の医師確保計画に基づき総合的に進めるとしているが喫緊の課題としての認識が希薄だ。幌延深地層研究計画の期間延長問題について、「延长期間は9年間で終わり」という確約を書面で得るべきと質したが、必要性には応じなかつた。JR北海道路線維持問題について、知事からは、気運醸成に向けた「オール北海道」の具体的な取り組み内容として、イベント等を行うとの考えが示されたが十分な予算措置の裏付けはない。国際貿易協定について、現状把握と検証、そして必要な対策を求めたが、国に対し丁寧な情報提供を求めるといった従来の答弁を繰り返すだけだった。減少する秋サケ資源対策については、DHAの給餌や放流時期の精度向上に取り組むとのことだ。麻生副総理の「単一民族」発言については、麻生氏に強く抗議をすべきと求めたが、既に謝罪と訂正をしていることから、その必要性はないとの認識だ。ウボイ開設を来場者数の確保については、新型コロナウイルスの影響により先行きが見通せない状況となっているにも関わらず、感染予防対策を行うといった程度の認識だ。給特条例の改正については、在校時間

の短縮をもって教職員が子どもと向き合う時間が確保できるわけではなく、業務の抜本的な見直しが必要であることを指摘した。人権教育については、子ども自身が、子どもの権利を知ることが重要だと指摘し、具体的に学校教育のどの場面で知らしていくのかを質した。教育長からは、「道徳科など教育活動を通じて指導していくとの答弁がだった。GIGAスクール構想については、導入にあたっての研修時間の確保は、働き方改革の観点も含め研修機会を確保するとのことだ。また通信環境の整備については、国への支援要望だけではなく、道独自でも予算措置を行うべきと指摘した。警察官によるヤジ排除問題については、公安委員長及び道警本部長に対し真相解明にあたっての姿勢を質した。公安委員長からは「適切に管理機能を発揮していく」、道警本部長からは「不偏不党かつ公平中正を旨とした職務を遂行する」との答弁だった。また道に対し損害賠償請求が起こされていることに対し知事は、道警本部が対応するものだとして、知事の当事者意識が全く欠如している答弁だった。

会派はこうした議論経過などから、2020年度一般会計予算案については、組み替えを求める動議を提出し反対した。動議の提案趣旨説明は、予算特別委員会で壬生勝則（釧路市）議員、本会議で畠山みのり（札幌市南区）議員が行った。

2 採択された決議・意見書

(◎は政審発議、○は委員会発議)

- ◎ウポポイ開設を契機とする共生社会の実現に関する決議
- ◎新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書
- ◎中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
- ◎地球温暖化対策の推進を求める意見書

3 代表質問の要旨

(○は質問者発言、●は答弁者発言)

笠田 浩 議員（渡島地域）

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
 - 協力要請だけでなく外出自粛や一斉休校の効果、影響対策を公表すべきだった。
 - 道民の戸惑いや不安を真摯に受け止め、今後の取り組みに生かしていく。
 - 今後の休校期間の短縮化や再開に対する所見。
 - 専門家会議の意見を踏まえ、感染状況を見極め慎重に検討する。
 - 専門家会議の見解も踏まえ、感染状況を慎重に見極め対応する。
 - 我が会派が求める経済的損失に伴う「減収補てん制度」の創設に対する所見。
 - 企業の事業継続や雇用の安定に向け必要な取り組みを進める。
 - 休校に伴う職員の休職等による業務への支障や経済的損失にどう対応するのか。
 - 医療施設の人員配置や報酬を柔軟に扱うこととした国の制度の活用等助言に努める。
 - 国の手続きを含め、許認可等の期限延長を認めるなど柔軟な措置が講じられるべき。
 - 特別な措置を必要とするものの実態把握を行い、国に働きかける。
 - 今回の危機管理意識の希薄をどう反省し、拡大防止や不安解消に取り組むのか。
 - 道民にしっかりと情報を届ける観点から今後は改め、あらゆる対策を講じていく。
- (2) 道政執行方針について
 - 執行方針は総花的で具体性に欠ける。ロードマップに具体的な期間、政策を示すべき。
 - 人口減少等課題解決のフロントランナーとして交流と連帯で北海道創生に取り組む。
- (3) 新年度予算編成について
 - どのような将来像を描き、情勢の変化や多様化する道民ニーズにどう応えていくのか。
 - 素晴らしいの発信、課題解決への挑戦、多様な連携等の視点で施策を展開する。
 - 道民の暮らしに直結した予算に、どのように重点化したのか。
 - 子どもも子育て先進地を目指す政策等暮らし向上につながる政策を重点的に展開する。
- (4) 知事公約について
 - 道民の付託を受けた知事の責務として公約の取り組み状況をどう示していくのか。
 - 取り組み状況をホームページで公表、毎年度の政策評価を通じ道民に報告する。

(五) 一連の公金不適切処理問題について

- 今回の一連の問題を通じ、何を教訓としどのように道民からの信頼を回復するのか。
- 府内コミュニケーションを深め風通しのよい職場環境づくりに努める。
- キタデミー賞問題では、検証メンバーを構成し直し、前知事から聴き取りすべき。
- 引き続き事実関係の精査を行っていく。
- 用地取得における不正業務では、知事の責任も含め信頼回復にどう取り組むのか。
- コンプライアンスの徹底を図る。

2. 行財政運営について

(1) 組織の活性化について

- 前道政下の対処療法が職員の意欲に影響した。振興局の活性化にどう取り組むのか。
- 地域創生枠の活用、振興局と市町村が一体となったコラボ事業等を通じ連携を深める。

(2) 行財政運営方針の推進について

- 職員の業務削減と規律ある財政運営をどのように両立させていくのか。
- これまでの進捗状況の点検評価や行政経営あり方検討を進め、財政基盤確立に努める。

3. 北海道総合計画について

(1) 目指す姿の具現化について

- 「輝き続ける北海道」はどの段階で具現化され、他県とどう差別化が図られるのか。
- 北海道の価値や強みを磨き上げ、全国で顕在する課題解決の先進地を目指し取り組む。

(2) リスクシナリオに対する認識について

- 施策を俯瞰する視点の「チャンス」は外的要因。リスクシナリオを十分検討したのか。
- 様々な好機やリスクを的確に捉え、効果的な施策展開を図り計画を着実に推進する。

(3) 自治体との連携について

- 視点の「連携」「伝達」は課題がある。市町村との連携をどう再構築するのか。
- 連携と協働を一層深め、市町村と一体となって推進していく。

4. 医療・福祉政策について

(1) 地域医療の確保について

- 実効性ある医師偏在解消・確保に向けてどう取り組んでいくのか。
- 医療大学の地域医療支援センターの派遣枠の増員等を通じ偏在解消に取り組む。

(2) 「北海道受動喫煙防止条例（案）」について

- 受動喫煙防止が小規模飲食店に十分周知されていない。
- 条例の趣旨や理念を幅広く周知、プランを策定し具体的な施策・目標を掲げ取り組む。

5. 経済・雇用対策について

(1) IRについて

- 新年度に予算を計上せず、専任参事を配置して何をしようとしているのか。
- 現候補地での整備の可能性の検証、事業の継続性や波及効果等の検討を行う。

(2) 法定外目的税について

- 新型コロナ感染の影響の中、導入を検討している自治体はどう調整していくのか。
- 新たな観光施策や複数の税額案等について、事態の状況を見据え方針を取りまとめる。

(3) 就職氷河期対策について

- 自治体等が中途採用枠をつくることで十分か。どうオール北海道で取り組むのか。
- 関係団体等で構成するプラットフォームを設置、座学や就業体験等支援に取り組む。

(4) カスタマーハラスマント対策について

- 中小企業等に重い問題となっているカスハラに、どう対応していくのか。
- セミナー、広報誌による周知啓発、消費者に対しマナー等の啓発に努める。

6. エネルギー政策について

(1) 幌延深地層研究計画について

- 知事は9年後の延長は容認できないと明言。であるならば書面で確約を得るべき。
- 確認会議を毎年開催、計画に即して進められているか確認し結果についても公表する。

(2) 洋上風力発電推進に向けた道の取り組みについて

- 発電施設の部品等重量物の拠点港の指定を含め、推進・導入に向けどう取り組むのか。
- 風況等基礎的データ整備やセミナー開催、電力基盤や基地港湾整備を国に働きかける。

7. 原子力防災訓練について

- 参加者の減少、臨場感の欠落に対する認識及び今後の訓練に向けどう対応するのか。
- 休日開催の検討や様々な想定訓練を実施する等、実践的な防災体制の構築に取り組む。

8. 防災・減災対策について

(1) 地域の安全対策について

- 警戒区域側の生活道路をどう把握し安全対策を行っていくのか。
- 有効な対策について生活道路の管理者である市町村等と早急に協議を進める。

(2) 新年度予算における防災・減災への対応について

- 防災・減災の目標値をどのように設定し、新年度予算にどう反映しているのか。
- 新たな津波浸水想定の予算を計上、減災目標の早期設定や国に財政措置を要望する。

9. 交通政策について

(1) JR北海道路線問題について

- 利用促進以外の支援はしないと明言しているが、国との協議にどう臨むのか。
- 国やJR北海道、関係者に対し必要な情報の提供を求め、引き続き協議を重ねる。
- 機運醸成に向け、オール北海道としてどう効果的に取り組みを展開するのか。
- ウポポイのオープンやオリンピック等の機会を捉え機運醸成の取り組みを展開する。
- 提言と並行して地域の協力・支援の仕組や制度を検討する場を早急につくるべき。
- 検討に必要な情報を国やJR北海道等に提供を求め関係者間で協議を重ねる。

(2) 道内7空港の一括民間委託について

- 空港と地域を結ぶ二次交通、観光地間の交通ネットワークの基盤整備をどう図るのか。
- 地方空港の路線誘致や複数空港の利用促進、空港を中心としたMaaSの展開を目指す。

10. 第1次産業振興について

(1) 国際貿易協定に対する姿勢と対策について

- 本道はもとより国内農業の崩壊につながりかねない追加交渉は断固反対を貫くべき。

- 国に丁寧な情報提供や必要な対策と予算の確保を求め、競争力強化に取り組む。
- (2) 米生産の取り組みについて
- 本道の酒米生産と道産日本酒のブランド確立にどう取り組むのか。
 - 酒米の品種開発や栽培指導、インバウンド向けや海外プロモーションを展開する。
- (3) 持続可能な林業・木材産業基盤の整備について
- 主伐・再造林対策や木材需要の創出等、持続可能な林産業の振興をどう進めるのか。
 - 即戦力となる人材育成、伐採後の着実な植林、路網整備、高性能機械導入に取り組む。
- (4) 秋サケ資源対策について
- 低迷する秋サケ資源対策にどう取り組むのか。
 - 親魚の確保やふ化施設の改修、放流時期の精度向上に取り組むなど資源回復に努める。
- (5) 海獣対策について
- 漁業者からの漁業補償制度の創設を求める声にどう応えるのか。
 - 忌避装置の開発に加え、国に対し漁業被害を補償する支援制度創設を要請する。
- 1.1. 人権政策について
- (1) ヘイトスピーチへの対応について
- 現行法の枠組みに依らず、差別等を禁止する条例の必要性について。
 - 世代や性別、民族等の違いを理由とする差別解消に向け人権教育・啓発を推進する。
- (2) 北海道人権施策推進基本方針について
- 現在見直しを行っているが、スピード感を持って取り組むべきだ。
 - 関係団体や市町村等から意見を伺う等丁寧に検討を進め基本的考え方を取りまとめる。
- 1.2. アイヌ政策について
- (1) アイヌの方々に対する差別について
- 麻生副総理の発言に対し、知事は道民を代表して強く抗議すべきではないか。
 - 今後、法の趣旨に反する言動がないよう、国や市町村等と連携し取り組みを進める。
- (2) ウポポイ来場者数の確保について
- 新型コロナの影響でイベントが自粛傾向にある。100万人達成に向けた課題は何か。
 - 多様な媒体の活用やイベント等を捉え、来訪意欲の向上・発掘に官民一体で取り組む。
- 1.3. 東京オリンピック・パラリンピックについて
- (1) 「スポーツ王国北海道」の実現について
- マラソン・競歩の開催を契機に、今後の施策にどう生かしていくのか。
 - 親しむ機会の充実、アスリートの育成強化、スポーツを通じ地域活性化等に取り組む。
- (2) 交通運輸業者への対応について
- 大規模な警備や交通規制により混乱が生じないようどう取り組む考えか。
 - 早期情報提供を組織委に働きかけ、生活や経済への影響を極力緩和するよう取り組む。
- 1.4. 教育課題について
- (1) 給特法改正について
- 条例及び教育委員会規則の改正、上限方針制定の今後のスケジュール。
 - 新年度から出退勤管理システム導入や業務見直しを徹底し長時間勤務縮減を進める。
 - 長時間化等深刻な状態にある学校職員の業務見直しについて。
 - 教員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育を提供できるよう取り組む。
 - 業務改善の手引に基づき教材作りの効率化や行事見直し等業務改善を進める。
- (2) 人権教育について
- 強調月間や研修会等人権教育に取り組んでいるが、教育現場にどう生かしていくのか。
 - 研修会の開催等を通じ教職員を支援、他者を思いやる豊かな心を育むよう努める。
 - 研修会、フォーラムに広く教職員の参加を促し、学校の教育活動全体を通じ指導する。
- (3) GIGAスクール構想について
- 導入にあたり、活用するソフト等の研修時間をどう確保するのか。
 - WGを立ち上げ各学校の実情を把握し、モデルの作成や研修機会の確保に努める。
 - ネット環境の現状と今後の通信環境の整備のあり方について。
 - 国に様々な機会を通じて整備促進に向けた支援策の充実・強化について働きかける。
 - 市町村が各自の通信環境で望ましい整備方法を検討する中、きめ細かく指導助言する。
- (4) 少人数学級編制の対象学年の拡大について
- 予算措置を行い、直ちに全ての3、4年生で実施すべき。
 - 更なる拡大に向け教職員定数の改善を国に要望する等一層の改善に取り組む。
 - 教職員定数の改善を国に強く要望するとともに、効果的な事業を重点的に展開する。
- 1.5. 公安課題について（ヤジ排除問題）
- (1) 公安委員会のあり方について
- 道警は公安委員会からどのような指導・監督を受け調査をしたのか。
 - 道警に対しては説明責任を果たすべく事実関係をしっかりと確認するよう指導した。
 - 公安委員会からは不偏不党、公正中正の職務を遂行するよう指導があった。
- (2) 知事の認識と対応について
- 道は損害賠償請求をされているが、こうした事態に至った現状をどう考えているのか。
 - 補助執行している道警において適切に対応されるものと認識。

〈再質問〉

1. 知事の政治姿勢について
 - (1) 新型コロナウイルスと感染症対策について
 - どのような状況になれば緊急事態を終了させることができるか。
 - 専門家会議の意見も伺いながら、本道の感染状況等を慎重に見極め必要な対応を行う。
 - 可能な限りの情報を発信し、授業再開等について各市町村教育委の判断を尊重すべき。
 - 市町村教育委へのきめ細かい情報提供と意見交換を重ね再開に向け適切に対応する。
 - (2) 道政執行方針について
 - 自ら掲げるロードマップをどう実現し、成果を道民生活に生かしていくのか。
 - ロードマップを道民と共有し、好機を逃さず活力ある北海道の実現に全力を尽くす。
 - (3) 一連の公金不適切処理問題について
 - 道民の信頼を失ったことに対し、知事自身の責任と処分をどう考えているのか。
 - 信頼を損なうこととなり申し訳ない。真摯に反省し、信頼回復に向け役割を果たす。
2. 組織の活性化について
 - 基本方針のスクラップアンドビルトは行財政運営方針にどう反映されているか。
 - 行政課題に柔軟に対応するため市町村の連携業務を一元化し行政連携課を新設する。
3. 北海道総合計画について
 - 「国の発展のため」という視点ではなく、地域あっての国という姿勢を打ち出すべき。
 - 市町村とスクラムを組み、課題解決先進地の実現に向け全力で取り組む。
4. 医療・福祉政策について
 - 地域医療構想実現に向け、道が積極的に各圏域に提起を行って行くべきではないか。
 - 各圏域の状況を踏まえ論点提起を行い、地域の議論を促進する。
5. 経済・雇用対策について
 - (1) IRについて
 - 7年後の仮定の話に税金や人的資源を当てるべきではない。IRの誘致を断念すべき。
 - 幅広い効果が期待され持続的発展に寄与、7年後の区域敷検討を見据え準備を進める。
 - (2) カスタマーハラスマント対策について
 - 労働者の心身に深刻な影響を与えていているという認識がなく、問題の解決の姿勢がない。
 - 就業環境実態調査を通じ状況把握に努めるほか、相談体制の整備等を企業に周知する。
6. 岷延深地層研究計画について
 - なぜ確約を書面で得ないのであるのか。そもそも9年間の確約をどのような形で得ているのか。
 - 確認会議を毎年開催し確認・公表、9年間で成果を得て終了するものと考えている。
7. JR北海道路線維持問題について
 - 道民運動や機運醸成に向け、どのような効果ある方策を検討しているのか。
 - 多様な機会に情報発信等を行い、オール北海道で効果的取り組みとなるよう検討する。
8. 國際貿易協定に対する姿勢と対策について
 - 追加交渉は悪影響しかないと国に意思表示すべき。情報提供あってからでは遅い。
 - 追加交渉に関する丁寧な情報提供を求める等本道農業の再生産確保に全力を尽くす。
9. 人権政策について
 - (1) ヘイトスピーチの対応について
 - 差別的言動を許さないためには条例等のルールが必要。
 - 人権への理解や配慮等人権教育・啓発を推進、差別的言動を許さない社会を目指す。
 - (2) 教育課題について
 - (1) 人権教育について
 - 学校現場における人権意識向上のためどう取り組むのか。
 - 教職員のキャリアに応じた研修で人権教育の理解を深め指導力向上に取り組む。
 - (2) G I G Aスクール構想について
 - 研修等の時間確保についての認識。
 - 教員がいつでも視聴可能となる研修動画を作成し、広く普及を図る。

〈再々質問〉

1. 知事の政治姿勢について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
 - 緊急事態宣言を解除する判断の知見。また判断の最終責任者は知事か。
 - 国の専門家会議の意見も伺い、本道の感染状況等を慎重に見極め必要な対策を行う。
 - (2) 一連の公金不適切処理問題について
 - 組織の長として自身の処分をどう考えるのか。
 - 真摯に反省し、再発防止に取り組み、知事として役割を果たす。
2. IRについて
 - これ以上、無駄な労力や経費をかけるべきではない。誘致は一旦断念すべきだ。
 - 来年度は誘致に挑戦するため必要な候補地の検証を行う等、7年後を見据え取り組む。
3. 岷延深地層研究計画について
 - 施設建設時は公文書に調印した。再延長を認めない担保を文書で確認すべき。

- 9年間であることを私自身が機構理事長に確認し議事録として公表している。
4. JR北海道路線維持問題について
 - 機運醸成等の取り組みが沿線自治体等と調整が図られていない。どう取り組むのか。
 - 市町村はじめ関係団体等と連携し、利用促進に向け道民運動として力強く展開する。
 5. ヘイトスピーチへの対応について
 - 理念や理想だけでは差別や偏見は解消しない。条例の必要性は。
 - あらゆる場で人権教育・啓発を推進し、差別的言動を許さない共生社会実現を目指す。
 6. 人権教育について
 - 具体的に学校教育のどの場面で知らせていくのか。
 - 道徳科はじめ社会科や特別活動等教育活動全体を通じ指導されるものと考えている。

4 委員会等における主な質疑

(1) 常任委員会・特別委員会

- 総務委員会では山根理広（札幌市北区）議員が2月26日に警護現場における警察措置について質疑。
- 総合政策委員会では中川浩利（岩見沢市）議員が2月4日に、笠木薰（旭川市）議員が2月26日に「キタデミー賞」に係る民事調停について質疑。
- 環境生活委員会では広田まゆみ（札幌市白石区）議員が1月7日に北海道循環环保全基金について、2月4日に「北海道地球温暖化対策推進計画」について、2月26日に各種計画の改定について、3月24日に野幌森林公園エリアの再生、ウポポイ開設について質疑。
- 保健福祉委員会では武田浩光（札幌市西区）議員が2月4日と2月26日に、新型コロナウィルス感染症について質疑。
- 経済委員会では小泉真志（十勝地域）議員が3月24日に、新型コロナウィルスに関連した道内経済への影響について質疑。
- 農政委員会では池端英昭（石狩地域）議員が1月7日に令和2年度米の「生産の目安」の設定について、松本将門（旭川市）議員が2月4日に北海道スマート農業推進方針について質疑。
- 建設委員会では梶谷大志（札幌市清田区）議員が2月4日に社会資本整備総合交付金の返還について質疑。
- 文教委員会では木葉淳（江別市）議員が2月4日に教員の欠員と退職について、2月26日に新型コロナウィルス感染症への対応と働き方改革について、3月24日に新型コロナウィルス感染症への対応等について質疑と質問。
- 北方領土対策特別委員会では小泉真志（十勝地域）議員が2月5日に、北方領土問題の啓発について質問。広田まゆみ議員が3月24日に、「北方領土の日」特別啓発期間の取り組みについて質疑。
- 人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会では鈴木一磨（北見市）が「北海道ビジョン（改訂版）」及び「第2期北海道創生総合戦略」について質疑。
- 食と観光対策特別委員会では松本将門（旭川市）議員が2月5日に、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う本道観光への影響について質問。
- 北海道地方路線問題調査特別委員会では菅原和忠（札幌市厚別区）議員が1月8日と2月26日に持続的な鉄道網の確立に向けた「基本的な考え方」及び「国への提言」について質疑。笠木薰（旭川市）議員が2月5日に「安全性の確保」「新型コロナウィルス感染症への対応と影響」「持続的な鉄道網の確立」について質問。

(2) 第1回定例会予算特別委員会

第1回定例会予算特別委員会（菅原和忠副委員長）は、3月17日（火）～23日（月）の日程で開かれた。第1分科会（中川浩利副委員長）では渕上綾子（札幌市東区）議員が子どもの防犯対策について、GIDクリニックについて、新型コロナウィルス感染症対策について、農福連携について、アクティビティニアの活動支援について、人権施策について、消費生活施策について、原子力防災訓練について、避難所運営について質した。中川浩利（岩見沢市）議員が医療機関相互の役割分担と連携の促進について、キタデミー賞問題について質した。沖田清志（苫小牧市）議員が知事公約と道政執行方針について、総合交通ネットワークについて質した。沖田議員の委員交代として鈴木一磨（北見市）議員が産業廃棄物処理対策について、アイヌ文化の振興について質した。沖田議員の委員交代として武田浩光（札幌市西区）議員が行財政運営について、新型コロナウィルス感染症対策について質した。第2分科会（小岩均委員長）では木葉淳（江別市）議員がIRについて、新型コロナウィルス感染症対策について、幌延深地層研究計画について、就職氷河期世代対策について、給特法改正について、GIGAスクール構想について質した。壬生勝則（釧路市）議員が河川の整備や維持管理について、道産水産物の輸出について、北の森づくり専門学院について質した。菅原和忠（札幌市厚別区）議員が民間大規模建築物の耐震化の進捗について、不適切な事務処理について、アライグマ被害対策について、担い手・労働力確保について、国際協定について、法定外目的税について、洋上風力発電について、道

産食品の輸出拡大について質した。壬生議員の委員交代として平出陽子（函館市）議員が新型コロナウイルス感染症対策について、新学習指導要領について、学校における防災・減災教育について質した。知事総括質疑では沖田清志（苫小牧市）議員が、新型コロナウイルス感染症対策について、知事公約と道政執行方針について、行財政運営について、キタデミー賞及び用地取得業務における不適切な事務処理問題について、JR北海道線維持問題について、幌延深地層研究計画について、IRについて、国際協定について、人権施策について質した。会派は、2020年度北海道一般会計予算案について組み替え動議を提出し反対した。動議の提案趣旨説明は壬生勝則（釧路市）議員が行った。

6 当面する課題と対応

(1) 2月3日に知事に提出した道予算編成及び道政執行に関する要望・提言の内容は次の通り。

2020年度 北海道予算編成及び道政執行に関する要望・提言

1. 地方行財政の確立について

- 中長期的な財政再建・健全化を目指す上では、本格的な人口減少・超少子高齢社会に突入することを前提にしながら、一律的な歳出削減を行うのではなく、税収基盤の強化を進めるとともに、社会保障、教育、環境、防災、地域活性化など道民の暮らしに直結した歳出項目へ予算配分を的確に重点化すること。
- 「行財政運営方針」の推進にあたっては、職員の業務軽減、時間外勤務の縮減など労働環境の整備、課題把握能力や企画立案能力の向上、道民サービスの向上に資するものとし、隨時その効果を把握・検証しながら取り組むこと。また、行財政運営状況について、道民にわかりやすく情報公開すること。

2. 地方創生の推進について

- 新たな北海道創生総合戦略については、前年度以上の地方創生推進交付金を確保するとともに、地方財政計画の歳出における「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行水準を確保すること。
- 地方創生に向けては、地域経済の立て直しが重要であることから、循環型の域内経済を再構築する的確な対策を講じること。
- 学生U・Iターン就職促進に関する協力連携協定を一層促進するとともに、SNSなどを活用した情報提供・情報交換の充実をはかり、道内出身の若者の道内就労を促進すること。
- 地域主体の雇用創出・地域再生に向けて、I・J・Uターンの促進による人材確保、人材育成、起業促進、企業誘致などについて必要な支援を行うこと。
- 2020東京オリンピック・パラリンピックに係る「ホストタウン登録」及び「直前合宿」「事後交流」の自治体に対しては、今後の地域振興や地域活性化、さらにはこうした幅広い形での交流をきっかけに、地域主導による共生社会の実現に向けた取り組みを支援すること。

3. 雇用の安定と創出について

- 次期「北海道働き方改革推進方策」は働き方改革関連法の施行を踏まえ、各事業所における労働関係法令の遵守を促すとともに、賃金の引き上げ、若者や女性の活躍促進、高齢者の就労促進、子育て、介護と仕事の両立、外国人労働者の権利確保などに向けた施策を拡充すること。
- 良質な就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進、労働教育のカリキュラム化などを通じた若者雇用対策を講じること。
- 依然として高い高校生・大学生などの3年以内離職を想定し、学校や企業などと連携して、在学者・新規学卒者の北海道求職者就職支援センターへの登録を一層増加させ、離職時から早期にアウトリーチ型で就労等の相談ができるシステムを構築すること。
- ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、支援事業の拡充、職業能力開発支援など、福祉行政と労働行政の連携を強化し、個々の世帯態様に応じた総合的な施策を行うこと。
- 人口減少・超少子高齢社会を視野に入れ、高齢者が働きやすい環境の確保に向けて、総合的な観点からの議論を加速させること。
- 障害者雇用促進法が定める法定雇用率の暫定措置が2021年3月までに終了することを踏まえ、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化し、障がい者の雇用促進と職場定着をはかること。
- 過労死や過労自殺問題、若者の使い捨てが疑われる「ブラックバイト」問題については、事件の背景や原因を検証するとともに、労働者を救済する立場から適切に対処すること。
- 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。
- 外国人労働者が労働力の需給調整の手段として行われることのないよう、道は、国の

機関や外国人技能実習機構と連携し、技能実習制度の適正な活用と実施に取り組むとともに、技能実習生が技能実習に専念できる環境を整備すること。

4. 医療と福祉について

- 地域医療構想の実現に向けて病床転換や病床数の調整を行う場合は、医療機関の主体にかかわらず、域内の全ての医療機関を対象に協議を行うこと。その際、病床の統廃合に伴う雇用問題が生じないよう対策を講じること。
- 人口構造の変化に伴い、地域で必要となる医療機能の需要も変化する中、医師の長時間労働是正に向けた議論が進められているが、看護職をはじめ、医療機関で働く他職種の働き方も同様に見直す必要があることから、離職防止や復職促進に向けた対策を講じること。
- 地域における医師・診療科の偏在を是正するため、医療対策協議会と地域医療支援センターの連携による取り組みを強化し着実に実行すること。
- 看護職員の離職防止に向け、医療機関における労働環境の改善やマネジメントの向上、ワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、労働時間管理を厳格に行う体制の確保を各医療機関に指導すること。
- 大規模災害時においては、被災患者のカルテ情報の共有が極めて重要なことから、必要な時に患者カルテ情報を入手できるよう、全ての医療機関における電子カルテ及びレセプト電算処理システムの導入に向けた基盤整備をはかること。
- 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足しており、団塊の世代が全て75歳を迎える2025年度には、北海道においても7,500人余りが不足すると言われている。介護人材の確保・定着に向け、介護労働者の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者の安定的な確保をはかること。
- 「障がい者福祉計画」の実施に際しては、障がい当事者やその家族を含め、住民の意見を広く取り入れ、障がい福祉サービスの実態と多様な需要を把握した上で、サービスの基盤を整備すること。
- 障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障がい福祉サービス利用の援助や就業に係る相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活に向けた支援を強化すること。
- 新型肺炎（新型コロナウイルス）について、北海道は国内でも有数の中国人旅行者が訪れる地域でもあることから、感染防止に向けて国や関係機関と緊密に連携をとり万全の対策をはかること。

5. 子ども・子育て支援について

- 待機児童の早期解消のため、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等に対して抜本的な待遇改善を行い、幼児教育・保育の質の向上及び人材の定着と確保、ディーセントワークを実現すること。
- 子どもの生活実態の現状を把握し、子どもの貧困対策を実効性あるものとすること。また比較的低所得者が多いひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるため、母子・父子自立支援員を中心としたアットリーチ型の相談支援体制や相談支援窓口の整備に向けた支援を行うこと。
- 児童虐待については、相談員、児童心理司等専門職員の配置を増やし、児童虐待に関する予防的な取り組み、介入の徹底、虐待を行った保護者へのケア、家族再統合の支援など、児童相談所の機能を強化すること。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者の健全な育成と社会への独り立ちを支援するために社会環境の整備と必要な財政支援を行うこと。また、困難を有する子ども・若者とその家族への支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフスタイルを通した切れ目のない支援を行うこと。

6. 社会インフラの整備と促進について

- 人口減少や超少子高齢化、外国人労働者や訪日外国人観光客の増加を踏まえ、地域の主体性を確保しながら、人と環境に配慮したまちづくりを推進すること。
- 増え続ける空き家対策について、倒壊の恐れがあるものについては、火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、計画を策定し対策を行うこと。また、倒壊の恐れのない空き家については、住宅弱者に向けた支援の拡充など有効活用をはかること。

7. 地域交通政策について

- JR北海道の経営再生と道内鉄道網の維持については、民営化の経緯を踏まえ、沿線自治体の意見や協議を尊重し、国の責任で路線を維持することを強く求める。また、利用促進に向けて、道がイニシアチブをとって全道的な支援体制をさらに強化し、基幹的交通機関である鉄道を、地域特性を踏まえ活かす方向性で検討すること。
- 道内7空港民間運営開始に伴い、早期に道内航空ネットワークの拡充や空港からの二次交通アクセスの充実に努めること。
- 人口減少・少子高齢化が進んでいる地域では、生活路線の維持・確保へ向けて、地域の関係者が緊密に連携し取り組んできているが、近年の大規模な自然災害は鉄道や道路などに甚大な被害を与えることも少なくないことから、安全対策などに早急に取り

- 組むこと。
- 災害に強い物流システムの構築に向け、広域物流拠点として機能すべき特定流通業務施設の選定を進め、非常用電源の完備に向けて支援すること。また、地域事情に応じた支援物資輸送を実現するための広域連携体制の構築を進めること。
 - 自動車運送事業における運転手不足が深刻となっていることから、運転に必要な免許取得に掛かる費用の支援、長時間労働の改善、適正な賃金水準など、運転手の労働条件改善を進めるここと。
 - 生活基盤最低保障基準維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通に対する助成を維持・確保すること。
 - 高齢化や人口減少等の影響により、いわゆる買い物弱者の食料品の入手が困難となっている地域については、移動販売や宅配サービスの展開など、事業者などと連携をはかり対応策を検討し、食料品アクセス問題の解決に向けた取り組みを行うこと。
- 8. 環境政策について**
- 温暖化によって引き起こされる地球規模の問題を回避するため、新しいエネルギー・ミックスを構築し、道内の産業や道民生活に勘案しつつ、長期的・計画的な取り組みを行ふこと。
 - 企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成・支援を強化すること。
 - 生活における省エネの推進など、道民の環境意識を高め、家庭・学校・地域などの環境問題に対する取り組みを促進すること。
- 9. 農林水産業の振興について**
- TPP11が2018年12月、日EU経済連携協定が2019年2月に、そして日米貿易協定が2020年1月から発効した。こうした経済連携協定が、一次産業はもとより幅広い分野に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、懸念される課題について、道はしっかりと把握・検証した上で、必要な対策を国に求めていくこと。
 - 農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保に重点的に取り組むこと。
 - 安心して暮らすことができる社会を構築する上では、食の安定供給及び安心・安全の確保は重要な要素の一つであることから、食料安全保障の根幹となる食料自給力の向上を戦略的に推進すること。
 - 農林水産業を持続可能なものとするため、生産性向上と市場規模の拡大に向け競争力・体質強化、地域振興をはかることは喫緊の課題であることから、海外でも通用する農業の「GAP（農業生産工程管理）」、林業の「SGEC（緑の循環認証）」、水産業の「MEL（水産エコラベル）」などの国際認証取得へ向けた生産者への支援を推進すること。
 - 森林環境税及び森林環境譲与税を有効に活用し、北海道における森林整備の推進と地球温暖化森林吸収源対策を着実に進めること。
 - 「緑の雇用」事業などを通じ、段階的かつ体系的な人材の確保・育成を推進するとともに、現場の抱える課題に対応できる「フォレスター」や「森林施業プランナー」を育成し、林業の持続可能な産業基盤の確立をはかること。
 - 日本海沿岸地域の漁業者が持続的に漁業を営んでいくために、本道漁業の実態に即した資源管理の実現、加えて、トド等海獣類による漁業被害対策、栽培漁業をはじめとする資源増大対策、さらには諸外国からの脅威等に対して実効性のある対策を行うこと。
 - 中山間地域の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、I・J・Uターンなどにより地方で生活したい人のための定住環境を整備し、地域コミュニティを活性化すること。
 - 農商工連携、医福食農連携、農観連携、地理的表示保護制度などを通じて、農林水産物・食品のブランド化など付加価値を高めるとともに、医薬や理工などの異分野に蓄積された技術・知見の活用、ICTの活用、新品種・新技術の開発・普及などの生産流通システムの高度化などにより、新たな雇用を創出すること。
- 10. 観光産業の振興について**
- IR（統合型リゾート）の道内誘致については、ギャンブル依存症や環境への影響などの懸念から、いまだ道民の多くが反対している。また、国会議員による収賄疑惑は解明されておらず、利権の温床となる懸念もあることから断念すること。
 - （仮称）観光振興税については、多様化する観光需要に対応するための財源確保に向けて、早期の導入をはかること。
 - 近年多発している大規模な自然災害により、観光地所在自治体においては甚大な被害が発生している。様々な自然災害に備え、耐震化の強化、防災基盤などの安全対策に係る施設整備や環境整備を推進すること。
 - 事故や災害時における観光客の安全確保に向け、避難誘導及び避難場所の確保など、安全確保に係る情報提供基盤を整備すること。
 - 北海道新幹線の開業による函館圏の観光客を道内各地に誘客するために、多様な二次

交通を充実させ、道内二つの広域観光周遊ルートの形成を促進し、観光需要を喚起する取り組みに対する支援を拡充すること。

- 急増する外国人観光客などの受入体制の充実に向け、観光産業に従事する者の育成・確保に係る取り組みを支援するとともに、観光情報基盤を整備し、質の高い観光づくりを推進すること。
- 高齢者や障がい者等が快適かつ安心して観光地を周遊できるよう、観光地におけるバリアーフリー化など環境整備をはかること。
- 新型肺炎の感染拡大に伴い、中国政府が海外団体旅行を禁じたことを受け、訪日中国人観光客の消費に期待していたホテルや小売業者など観光産業に影響が出ている。懸念される観光需要の落ち込みについて影響を分析し、対応策の検討を行うこと。

11. 地域経済の活性化について

- 道産食品のさらなる輸出拡大においては、道内経済の活性化と道内企業の収益向上の観点から、北海道から直接輸出できる環境整備を推進すること。
- 「北海道産業人材育成ネットワーク」の取り組みを推進し、地域における就労支援と人材確保、雇用の創出をはかること。
- 中堅・中小企業における業務効率化や生産性向上に資するよう、IOTやAI、ビッグデータ、ロボットの活用拡大に向けて専門人材の育成や、企業と道立試験研究機関、大学・高専等との産官学連携を促進すること。
- 企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施すること。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや、企業の職業能力開発に対する支援を強化すること。その際には、雇用形態や企業規模による格差が生じることのないよう、特に中小企業に対する支援策を講じること。
- 新規産業・雇用を創出するために、将来にわたり特に発展が求められる分野（ICT、グリーン、ライフ、観光、サービス、農林漁業の6次産業化等）において、人材育成や技術開発を促進するためには必要な支援を行うこと。
- 「グリーン・ジョブ戦略」に基づき、雇用の拡大・創出が期待できる分野及び、グリーン産業、構造転換を目指す産業に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
- ものづくり技術・技能の維持強化とその支援、人材育成強化とその支援、地域特性を活かしたまちづくりの推進など、地域連携を強化した地域経済・社会の活性化を進めること。
- 中小企業における障がい者雇用の推進のための支援、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を推進すること。また、障がいのある労働者の労働災害を防止するため、企業に対し支援を強化すること。

12. エネルギー政策について

- 脱原発に向けたプロセスを明らかにするとともに、中長期的なエネルギー源の確保にあたっては、エネルギーコストの低減や温室効果ガスの排出削減などに取り組みつつ、新しいエネルギーのベストミックスを構築すること。
- 短期・中長期の取り組みにあたっては、再生可能エネルギーの積極推進・分散型エネルギーシステムの開発、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行うこと。
- 幌延深地層研究センターについては、研究センターが設置された歴史的経過と社会的な合意を踏まえ、先の「研究期間の延長容認」は撤回し、改めて日本原子力研究開発機構に対し、第3期中長期計画に基づき、計画どおりに決定・公表するよう求めること。

13. 防災・減災の取り組みについて

- 地域防災計画の策定・修正においては、地域住民・地域企業の意見を反映させることはもとより、防災会議に多様な立場の参画を担保し住民の理解促進をはかることで、総合的な防災・減災対策を充実させること。
- インクルーシブ防災の観点から、災害用の装備品・備蓄品について、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人労働者の意見も踏まえて拡充するとともに、防災訓練を強化すること。
- 情報が錯綜しないよう、住民、地域の消防団・水防団や地域コミュニティ組織、民間企業などと連携し、特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関と逐次情報の共有化がはかられる体制を整備すること。
- 既存施設の耐震化や津波対策を早急に進めること。また、老朽化が進む社会資本を、適切に維持管理・更新し長寿命化を推進すること。さらに近年の大規模災害の教訓を踏まえ、上下水道のような生活に必要な公益事業の迅速な復旧を行うため、非常時ににおける自治体間の相互応援態勢の整備を促進すること。
- 災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を整備すること。
- 近年多発する大規模災害発生の経験から、迅速かつ確実に住民に警報等の情報を伝達できるなど、情報通信手段の確保や情報提供のあり方について、総合的な取り組みを

整備・推進すること。

14. 人権施策について

- 「北海道人権施策推進基本方針」については、関連法の整備や社会情勢の変化を踏まえ、世界に注目される北海道にふさわしい人権施策となるよう、早急に整備をはかること。
- パートナーシップ制度については、人権施策の入口とも言える性的マイノリティへの理解が深まる機会と捉え、幅広い見地からの検討を進めること。

15. 教育機会の確保について

- ゆたかな教育を保障するため、子どもの多様性をいかした「学び合い」を可能とする少人数学級を実現し、教育課程の弾力化や学校の裁量権を保障すること。
- 生徒が安心して大学受験ができる環境を整えるために、大学入学共通テストにおける民間英語試験の活用と国語・数学における記述試験の中止を求めるこ。
- 教員が心身ともに健康に働くことで、子どもたちの学びの質が確保されることから、業務削減を基本に、教員の長時間労働是正に向けた取り組みを早急に講じること。
- 高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「新たな高校教育に関する指針」、「これからの中高一貫校づくりに関する指針」について社会政策的な観点から、「望ましい学校規模を1学年4～8学級」とする考え方を抜本的に見直すこと。
- 障がいのある子ども、異なる文化や言語を背景とした子どもなどが、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。
- 通学路の安全対策を進めるとともに、登下校時の安全確保に向けた施策を推進すること。
- 学校におけるいじめやハラスメント等の対応については、性的指向・性自認にかかわらず広く相談支援に応じることのできる体制整備を進めるとともに、外部の専門機関や各自治体の相談窓口との連携を強め、子どもからの相談に応じることができるよう整備すること。
- 私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額するなど、私学に対する財源措置を強化・充実すること。また、私立学校の耐震化率100%に向けて、財源措置等の必要な支援を継続して行うこと。

16. 北方領土返還運動について

- 北方領土の早期返還に向けたロシアとの交渉を促進するよう、国民・道民運動を強化し、進展させるとともに、サハリン州との文化的・経済的交流をさらに促進させること。

(2) 知事及び立憲民主党に対する新型コロナウイルス感染症に関する要望は以下の通り。

〈知事要請 2月18日〉

- 1 正確な情報の把握に努め、道民に対し速やかな情報伝達を行うこと。その際には、人権やプライバシーの保護に十分留意した上で、道民の不安解消のためにはできる限りの情報を公開すること。
- 2 教育現場及び各家庭に対し、予防に向けた基本動作の徹底を促すこと。また福祉施設及び商業施設等に対し、保健所と緊密に連携し衛生管理の徹底を促すこと。そのために、あらゆる手段を通じて予防衛生の徹底を図り、感染防止対策を一層強化すること。
- 3 感染症が疑われる人への対処にあたる医師や看護師、保健所職員及び救急隊員の負担が増えれば、状況は更に悪化の一途を辿りかねないことから、医療従事者、搬送職員の安全確保に万全を尽くすこと。
- 4 観光客等の減少に伴う影響は、宿泊業・観光業界にとどまらず、あらゆる業界に減収として表れていることから、「減収補填制度」の創設を国に求めるとともに、道独自としても検討すること。

〈知事要請 3月10日〉

【情報公開・情報提供等の徹底について】

- 1 道民の健康と安全を守ることを最優先した結果、突然の一斉休校要請と緊急事態宣言により、家庭や学校現場、企業などで混乱と戸惑いが生じたことから、速やかに事態の収束をはかること。
- 2 道民や企業などが不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。
- 3 患者や家族、医療機関等、新型コロナウイルスに係る全ての偏見や差別を防ぐための対策を徹底すること。

【医療・福祉体制の整備について】

- 1 道民の不安に寄り添うため、PCR検査を受けられる体制を拡充すること。
- 2 医薬品、医療機器、衛生品の安定的な流通の確保を国に求めること。
- 3 2次医療圏ごとの必要病床数の確認、並びに予想を上回った場合の対応方針を策定

すること。その際、診療を行わない医療機関（産科や血液透析専門機関等）を決定しておくこと。

【経済・雇用対策について】

- 1 経済の停滞が続き、さらには北海道に対する風評被害により景気後退のリスクが高まっている。そのリスクを深刻に受け止め、雇用を守る根本的な経済対策を国に求めるとともに、道も必要な対策を講じること。
- 2 観光をはじめ、経済的に影響を受ける地域や企業等に対して、必要に応じ適切な支援等を国に求めるとともに、道も速やかに支援等を講じること。
- 3 業績悪化による解雇や待遇悪化に備え、雇用安定のための対策強化を国に求めるとともに、道も適切な対応策を講じること。
- 4 医療・介護福祉現場では、そもそも人員不足に加え、一斉休校の要請により子育て中の職員等に配慮せざるを得ない状況が発生したこと、事業所の体制や業務に大きな支障が出た。高齢者や障がい者の生活・健康を保持する観点からも、人員確保や緊急措置に伴う経済的損失に、速やかに対策を講じること。また、あらゆる業界・業種に減収が生じていることから、「減収補填制度」の創設を国に求めるとともに、道独自としても検討すること。
- 5 法令上の義務を履行し難い特別な状況を鑑み、行政手続きにおける許認可等の期限延長について、柔軟な措置が行われるよう国に求めるとともに、道も適切な対応を講じること。

〈立憲民主党要望 3月18日〉

【重点要望】

- 1 北海道では、新型コロナウイルス感染症の感染の更なる拡大を防ぐため、国に先んじた一斉休校要請、加えて緊急事態宣言、外出自粛要請を実施した。現時点でこれらによる効果は明らかではないが、家庭や学校、企業などで混乱と戸惑い、経済的損失が生じている。北海道を「重点対策地域」に位置付けて、あらゆる施策を緊急かつ集中的に実施すること。
- 2 感染の実態を十分に把握するとともに、入院を要する肺炎患者の確定診断や退院要件である陰性確認を迅速に行うため、PCR検査体制の拡充・強化を行うこと。
- 3 入院患者数の増加を想定し、必要な病床の確保や、仮に一般病床を活用する事になった場合、院内感染対策の指針や、「自宅療養」など感染者の症状に応じた対応の在り方について、早急に提示すること。
- 4 地域において患者を受け入れる医療機関に対する専門医や看護師等の応援体制を構築すること。また、今後も患者が増加すれば、保健師の業務がより過重になることが想定され、感染管理の専門家や感染症対策に精通した保健師の派遣を行うこと。
- 5 共働きやひとり親世帯、障がいのある子どもの保護者が、学校の休校期間中や自宅療養中の幼児児童生徒の面倒を十分にみることができるように、休暇を取得しやすくなることなどを企業・経済団体に対し働きかけるとともに、保護者への休業補償等に関する支援体制を早急に整備すること。

【新型コロナウイルス感染症対策の強化】

- 1 感染症指定医療機関、高齢者施設等における安全な診療に必要となる医薬品、医療機器、衛生品（マスク、手袋、ゴーグル、消毒薬、防護服）等の医療材料を早期に確保すること。
- 2 マスクや消毒液など感染予防のための資材について、必要とする道民や食品加工業等民間事業者に十分な量が早期に行き渡るよう取り組むこと。
- 3 患者や家族がプライバシーを脅かされることなく、安心して療養できるよう、公表基準を早急に確立すること。
- 4 新型コロナウイルスや基本的な感染症予防策に係る正しい知識を広く国民に周知し、感染不安が広がらないよう、冷静な対応を呼びかけること。また、新型コロナウイルス感染症等の発生によるいじめや偏見・誹謗中傷を生じさせないため児童生徒への正しい知識の習得や支援体制を構築し、社会全体で防止するための対策を徹底すること。

【教育機関等での感染拡大防止対策等】

- 1 臨時休校、分散登校、入学式等については一律で実施するのではなく各地教委、各学校の主体性を尊重すること。
- 2 休校中における家庭学習用の教育教材を至急提供すること。また、教育課程の編成権は各学校にあることを前提とし、安易な授業時数の上乗せ等で対応することなく、教育内容を組み替えるなど、弾力的な運用が図られるよう周知すること。
- 3 児童生徒の不安の解消や心のケアのため、スクールカウンセラーなど専門家の配置等を行うこと。
- 4 学校をはじめとする教育機関（学校給食の衛生管理を含む）及び社会教育施設等に対し、体温計などの医療機器、マスクやアルコール消毒薬、薬剤などの衛生品、防護服の安定的かつ優先的な供給をすること。

- 5 学校給食のキャンセルに伴う市町村又は保護者既負担分の補填や納入事業者等への支援を行うこと。また、スクールタクシー・バスの運行事業者など、学校の休校により影響を受ける学校取引事業者への補償を行うこと。さらに支援員、給食調理員、スクールタクシー・バス運転手等に対し休業補償を図ること。
 - 6 給食がなくなっていることによる、児童生徒の健康面等への影響を把握し、必要な支援を行うこと。
 - 7 特別支援学校等に通う障がいのある児童生徒の居場所を確保すること。また分散登校にも柔軟に対応すること。
 - 8 修学旅行などの変更に伴う増額費用や中止に伴うキャンセル料等により保護者の負担が生ずることがないよう事業者の補填措置を講じること。
 - 9 要保護、準要保護枠の基準の引き下げ、また入学準備にかかる経費など貧困世帯を支援する特例措置を早急に講じること。
- 【経済・雇用・生活等への対策、支援】
- 1 宿泊業、飲食業、食品製造業の業績悪化が顕著だが、業種・職種を問わず、すべての事業者、労働者に減収支援を講ずること。業績悪化により正規・非正規雇用の区別なく解雇や待遇悪化を生じさせず、雇用安定の対策を図ること。
 - 2 影響を受けた中小・小規模企業への金融支援の強化のため、政府系金融機関による無利子貸付や無担保枠及び融資上限額の拡大、据え置き期間や返済期限の延長など更なる負担軽減措置を実施すること。また、必要な資金の貸出や既往債務の返済条件等の緩和について、中小・小規模企業の特性や事業の状況をふまえ、これまで以上の措置を講ずること。合わせて融資申請にかかる事務負担の軽減措置を講ずること。
資金力の弱い中小企業や個人事業主を中心に、急速に収益が悪化し、倒産の危機に瀕している。こうした企業等に対しては融資ではなく、直接補助を行うなどの新しい対策を講ずること。企業活動の経常経費である、電気・ガス・水道などの公共料金の臨時的な引き下げを検討すること。
 - 3 休職を余儀なくされた従業員に収入面などで不利益が生じないよう特段の配慮を行うとともに、テレワークや時差出勤など、柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援を行うこと。また、社員に感染者が出た場合のマニュアルなどを示すこと。
 - 4 外国人技能実習生及び実習実施者等への正確な情報の提供や相談体制の充実を図ることとともに、在留期間の延長や技能実習計画の変更認定など弹力的な運用を図ること。
 - 5 海産物など輸出物の価格下落、輸出量の低下に伴う過剰在庫が生じている。風評被害の払拭、信頼回復への情報発信を図ると同時に、減収への対応を行うこと。
 - 6 建設資材など輸入物が滞っており、工事への影響が生じていることから実態を早急に把握し、対策を講じること。
 - 7 旅行等に対する過度な不安を払拭するため、国民及び海外の方々に正確な情報を提供するとともに、事態収束後のインバウンド回復に資する海外向け情報発信を強化すること。また、北海道における消費喚起や観光需要を回復するための集中対策を実施すること。
 - 8 新型コロナウイルス感染の広がりによって企業などの活動に大きな支障が発生し、法令上の義務を履行し難い特別な状況となっている。こうした事態を考慮し、行政手続きにおける申請や許認可等の期限延長について、柔軟かつ適切な措置を講じること。

(3) 会派が今定例会に提出した令和2年度北海道一般会計予算に対する組み替え動議は以下の通り。

令和2年度一般会計予算案は、知事就任後、初編成した当初予算である。しかし、その内容には、これまで道が取り組んできた事業の多くを踏襲しており、16年ぶりの新しい知事が組んだ予算の割には希望が持てる内容とはなっていない。予算案にあわせて公表された「2030年に向けた北海道のロードマップ」では、ウポポイのオープンやオリンピック競技の札幌開催などのイベントを羅列しているだけで、これからの中間の10年間の中で知事は何を行い、その結果として、地域や道民生活が、どのように変わっていくのか。道政運営の方向性や政策的な信念が全く見えていない。また、予算編成にあたっては、施策や事務事業の取捨選択やスクランプ・アンド・ビルトを徹底し、歳出の削減、効率化を図ったとされているが、しょせんは技術的な話であり、こうした手法を用いることで、地域や道民にどれだけ貢献していくのかも明らかにされていない。北海道は様々な課題に直面している。フロントランナーとして北海道の創生に果敢に取り組んでいくという姿勢を示してはいるものの、失われた16年を立て直していくという強い気構えも工夫の跡もない予算である。

よって、以下の内容を中心に、議案第1号令和2年度北海道一般会計予算案を組み替えの上、再提出すべきである。

【組み替えの主要項目】

1 道政執行方針について

道政執行方針では「ロードマップの行き先には、活力に満ちた北海道が開けている」としている。しかし、知事が目標とする2030年には、北海道の推計人口は479万人余りとされ、2019年の人口から50万人余りが減少していくという、厳しい数字が突きつけられている。果たして知事は、減少する人口を無策のまま放置するのか、それとも最低でも維持しようとするのか。ロードマップは、こうした人口減少への対策も含め、活力に満ちた北海道の姿を示すには至っていないことから、知事が言う「一つひとつのプロジェクト」をロードマップ上に示し、予算措置を行うべきである。

2 行財政運営について

実質公債費比率は20.8%と全国で最も厳しい状況にある。2026年度には24.1%と、過去最悪の2011年度に並ぶ見通しとなっており、早期健全化基準に迫る状況が想定されている。しかし、実質公債費比率の改善は待ったなしの状況にもかかわらず、「深刻に受けとめる」という程度の認識で、みずから立てた目標を本当に達成する意思があるのか疑問と言わざるを得ない。また、道債残高は5兆9,300億円と一般会計予算の2倍以上に上り、依然として財政運営の硬直化が続いていることから、まずは歳入増に本気で取り組み、290億円の收支不足を改善する財政構造に転換すべきである。

3 一連の公金不適切処理問題について

キタデミー賞問題及び用地取得業務における不正な事務処理について、知事の認識は、法令遵守に対する意識の欠如、情報共有の不徹底、危機管理意識の不足が課題としているが、こうしたことによる不祥事は過去にもたびたび発生し、その都度、再発防止策を講じてきたはずである。新年度から導入する内部統制制度により、何がどう変わり、今後の危機管理体制の構築にどうつながっていくのか。こうした点を早急に整理し、道民から信頼を得られる予算編成とすべきである。

4 國際交渉への対応について

日本の農業、農畜産物は、TPP11や日EU経済連携協定、そして日米貿易協定など、大きな国際貿易協定が立て続けに発効され、際限のない自由化へと突き進んでいる。低下し続けている我が国の食料自給率からも、食料の安全保障面や食の安全・安心からも、農業者のみならず消費者も不安を抱いている。一次産業はもとより幅広い分野に大きな影響を及ぼすことを踏まえた上で、懸念される課題について影響を的確に捉え、農林水産業や地域社会を持続させるための予算措置を行うべきである。

5 経済政策について

IRについて、2021年7月までの国への区域認定申請を見送る一方で、検討を継続する考えを示し、組織機構改革の一環としてIR誘致に向けた専任参事を配置することとしている。また、次期区域認定を見据え、所要の準備に取り組むとしているが、新年度予算には関連経費は計上されておらず、具体的な取り組み内容は明らかにしていない。改めて誘致の断念を求めるとともに、知事が言う「北海道らしさ」をつくり上げるために、IRに頼らず、国際貿易交渉などで厳しい状況に置かれている1次産業とも連携し、波及効果、相乗効果を生む政策に重点を置き予算措置を行うべきである。

6 エネルギー政策について

幌延深地層研究計画について、日本原子力研究開発機構が唐突に第4期中長期目標期間を設定したことは、単に技術論に偏ったものであり、幌延町に深地層研究センターが設置された歴史的経緯と社会的合意を尊重する点では、同機構の態度は誠実とは言いがたく、知事も協定当事者としての責任を果たしていない。知事は「研究期間は9年間で終了し、速やかに埋め戻す」との確約を書面で得るべきである。そして、そもそも高レベル放射性廃棄物を発生させる原子力発電のあり方についても見直しを行い、エネルギーの地産地消の取り組みへの支援を目指すための基金の造成と実効ある運用を図り、再生可能エネルギーを効果的に活用するために、地域や施設ごとのエネルギー・ベストミックスの構築に向けた予算措置をすべきである。

7 総合交通ネットワークについて

JR北海道路線維持について、法改正まで1年余りとなり、JR北海道の経営再生は正念場を迎えており、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による特急列車の減便・減車措置は、JR北海道を一層厳しい経営環境下に置いている。こうした厳しい状況ではあるが、地域は、持続的な鉄道網の維持と確立を求めていることから、道は、地域の視点からの課題を十分に考慮した上で、効果ある「オール北海道」としての方策を、早急かつ具体的に取りまとめ予算措置をすべきである。

8 人権施策について

ウポポイのオープン、オリンピック競技の札幌開催などで、北海道に世界が注目しているが、北海道の人権施策の取り組みは世界におくれをとっている。スピード感を持つて人権施策推進基本方針の見直しを行うとともに、差別解消に向けた人権教育や啓発普及に向けた予算措置をすべきである。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は各国に拡大し、北海道においては1月28日に1例目の発症が確認された以降（道民初の感染者が確認されたのは2月14日）、感染のスピードが全国平均を大きく上回る深刻な状況にあることから、知事は2月28日に緊急事態宣言を出し、道民に対し週末の外出自粛を求めた。また道教委は同日、道立高校及び特別支援学校について3月2日から3月24日（春休み前日）まで臨時休校することを決め、小中学校についても、臨時休校の延長を各市町村教育委員会に要請したが、札幌市教育委員会も含め市町村によって対応は分かれた。政府も全国の小中学校や高校などに休校の要請を行った。知事の緊急事態宣言には自らも言うように法的根拠はなく、有識者からは「事実上の行動制限」に踏み切ったとの厳しい指摘がある。また一斉休校は、子どもの面倒を見る保護者が出勤できず、企業や医療機関、福祉施設などを中心に、人員確保に影響が出た。こうした発表が道民生活や企業活動に大きな影響を与えることは明らかであったにも関わらず、外出の自粛や一斉休校を行うことによる感染症対策上の科学的効果は公表されず、混乱と戸惑いに一層の拍車がかかった。道は3月16日、同程度の影響が6月まで継続した場合の観光産業への影響試算を公表した。観光消費の北海道全体への影響額は約3,680億円となり、宿泊も延べ数で約900万人泊の減少としている。今後、渡航制限措置による個人旅行客の減少、パンデミックによるインバウンド全体の減少、自粛ムードや風評被害による影響などが長期化すれば、影響額がさらに増える可能性がある。知事は感染拡大の防止と医療提供体制の強化、道内経済や道民生活への影響緩和対策として、2019年度一般会計補正予算16億円、2020年度一般会計補正予算261億円、合わせて約277億円の補正予算案を提出した。

(5) 「キタデミー賞」金銭問題について

高橋はるみ前知事の指示でスタートした北海道命名150年記念事業「キタデミー賞」は、当初、制作運営会社への委託経費を900万円と見込んでいたが、制作運営会社からは4,870万円の概算見積もりの提示があった。イベント実施後には見積額6,458万円の提示があり、道としては負担すべき対価について、制作運営会社との協議を重ねてきたが、双方の主張の隔たりは大きく、当事者間による解決の道筋は見通せなくなっていた。道は、制作運営会社から、6,502万円のうち残額金6,100万円の支払いを求める民事調停を札幌簡易裁判所に申し立てられ、その後、道は支出済みを含め2,805万円を支払う調停案を受け入れた。議会議論を通じて様々な問題が浮き彫りとなつた。制作会社から当初予算を大幅に上回る経費を伝えられていたにも関わらず、合意に至らないまま開催したこと。契約書を交わしていないかったこと。事務局から報告がなっかたことから、実行委員会の委員長らに予算を超過しているという認識がなかったこと等々。道は、2月25日に「道の事務適正化に向けた改善策（原案）」を取りまとめたが、道が多額な負担をのんだ根拠や不適切な事務処理がまかり通った前知事の責任、また当時の担当者が作成した偽装文書などの検証内容が極めて不十分なことから、道は3月24日に開催された総合政策委員会に当初案を修正した検証報告書を再提出した。修正版では、「事後的に契約書類の形式を整えて支払っている会計処理もあった」との一文を加えたが、制作運営会社に経費の一部を支払うために契約書と併せて、契約の根拠となる虚偽の文書を作成するに至った経緯などは説明されていない。会派は様々な状況を判断し、調停案に関する議案には賛成の立場を取ったが、引き続き、知事や幹部職員の責任のあり方や問題点の解明を行っていくこととする。公金の取り扱いには、厳格さが求められることは言うまでもない。その原則と基本を怠ったことが問題の根底にある。